

4.登録申請者の調書の記入要領

- ① 「登録申請者の調書」は、登録申請者が法人である場合には、法人としての「本人」の調書と「法人の役員」の調書を作成します。「法人の役員」の調書は解体工事業登録申請書の「法人である場合の役員の氏名及び役員等」の欄に記入した役員全員について作成します。また、登録申請者が個人である場合には、申請者本人（法定代理人を含む）の調書を作成します。
- ②

}	法人の役員
	本人
	法定代理人
	法定代理人の役員

については、記載するもの以外を消すこと。
- ③ 「現住所」「商号、名称又は氏名」「生年月日」の各欄には、その書面において調書を記そうとする者について記入します。
- ④ 「賞罰」の欄には、解体工事業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記入するものとし、該当することがない場合には「なし」と記入します。
- ⑤ 日付については、元号により記入します。